

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	保有個人情報の開示の請求に対する決定		
根 拠 法 令 名	大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)	(条項)第 23 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)	(条項)第 18 条、第 21 条	
所 管 部 署	政策調整部 市政情報課		
標 準 処 理 期 間	請求書を受理した日の翌日から起算して 15 日以内	法定処理期間	請求書を受理した日の翌日から起算して 15 日以内
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 _____ 】 ・掲載図書等【 _____ 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 			
<p>【保有個人情報の開示基準】</p> <p>保有個人情報の開示基準は、大津市個人情報保護条例第 18 条に規定する適用除外事項に該当しないこと、または同第 21 条に規定する存否応答拒否情報に該当しないことを基準とする。</p>			
<p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)</p>			
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第 23 条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から 15 日以内に行ななければならない。ただし、第 17 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>			
<p>【基準法令】</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第 18 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 26 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある</p>			

もの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに開示することができない情報

(6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 21 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。